

国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則

令和 2 年 1 月 2 3 日 制 定
令和 6 年 4 月 1 1 日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第24条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「本法人」という。）において設置する全学の意思形成に資する委員会（以下「全学委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本法人における審議機関として、別表に掲げる全学委員会を置く。

(目的)

第3条 全学委員会は、本法人の経営又は岩手大学の教育研究について、迅速かつ効率的な全学の意思形成及び意思決定に資することを目的とする。

(設置者及び設置手続き)

第4条 全学委員会の設置は、役員会の議を経て、学長が行う。

(名称)

第5条 全学委員会の名称は、本法人の経営に関するものには法人名を、岩手大学の教育研究に関するものには大学名を、それぞれ付すものとする。

(委員長)

第6条 全学委員会の委員長は、原則として理事又は副学長とする。

(専門委員会等)

第7条 全学委員会は、必要に応じ専門委員会等を置くことができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、各全学委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月11日から施行し、令和5年11月17日から適用する。

別表（第2条関連）

区分	委員会名
教育研究に関する委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手大学教務委員会 ・岩手大学学生支援委員会 ・岩手大学国際交流委員会 ・岩手大学大学院委員会 ・岩手大学入試委員会 ・岩手大学放射線安全委員会 ・岩手大学毒物等管理委員会 ・岩手大学研究活動に係る不正行為防止委員会 ・岩手大学人を対象とする研究倫理審査委員会 ・岩手大学遺伝子組換え生物等安全委員会 ・岩手大学バイオセーフティ委員会 ・岩手大学動物実験委員会
経営に関する委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人岩手大学情報基盤委員会 ・国立大学法人岩手大学情報公開・個人情報保護委員会 ・国立大学法人岩手大学環境マネジメント推進委員会 ・国立大学法人岩手大学安全衛生委員会 ・国立大学法人岩手大学人事制度・評価委員会 ・国立大学法人岩手大学兼業審査委員会 ・国立大学法人岩手大学利益相反管理委員会 ・国立大学法人岩手大学懲戒審査委員会 ・国立大学法人岩手大学ハラスメント・性暴力等防止委員会 ・国立大学法人岩手大学ダイバーシティ推進委員会